

納 税 環 境 の 整 備

(説 明 資 料)

目

次

・ 最近における適正な申告水準の維持向上策	1
・ 主要先進国における記帳・帳簿等保存義務	3
・ 法定資料の種類	4
・ 主要国における法定資料の概要	5
・ 米国における情報申告書	7
・ 国外送金等に係る調書提出制度	15
・ 官公署等の協力義務の国際比較	16
・ 加算税の国際比較	17
・ 脱税に対する罰則の国際比較	18
・ 脱税犯に係る懲役刑の有罪人員	19
・ 諸外国の所得税の課税方式と立証責任の所在	20
・ 米国における立証責任の分担・調整	21
・ 立証責任に関する判例	23
・ 過去の中期答申等における適正な申告水準の維持向上策に関する記述	26

最近における適正な申告水準の維持向上策

項 目	措 置 の 概 要
1 記帳、記録保存関係 (1) 記帳義務 (昭和59年創設) (2) 記録保存義務 (昭和59年創設) 2 資料収集 (1) 総収入金額報告書 〔昭和59年創設 昭和62年改正〕 (2) 収支内訳書 (昭和59年創設) (3) 公益法人等の収支計算書 〔平成8年創設 平成9年改正〕	その年において事業所得等（事業所得、不動産所得又は山林所得をいう。）を生ずべき業務を行う白色申告者でその年の前々年又は前年分のこれらの所得の金額の合計額が300万円を超えるもの及び白色申告法人は、取引に関し簡易な記帳をしなければならない。 その年において事業所得等を生ずべき業務を行う白色申告者でその年の前々年又は前年分の確定申告書又は総収入金額報告書を提出しているもの及び白色申告法人は、その年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した帳簿書類を保存しなければならない。 その年において事業所得等を生ずべき業務を行う者で、その年のこれらの所得に係る総収入金額の合計額が、3,000万円（創設時 5,000万円）を超えるものは、確定申告書を提出した場合を除き、その合計額等を記載した総収入金額報告書を翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければならない。 その年において事業所得等を生ずべき業務を行う白色申告者が提出する確定申告書には、これらの所得に係る総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を添付しなければならない。 収益事業を営まない公益法人等についても、小規模法人（年間収入 8,000万円以下の法人）を除き、収支計算書を所轄税務署長に提出しなければならない。

項 目	措 置 の 概 要
(4) 国外送金等の調書 (平成9年創設)	金融機関等は、取り扱った顧客の国外送金等のうち送金金額が200万円を超えるものについて、その顧客の送金金額等を記載した調書を税務署長に提出しなければならない。
(5) 官公署等の協力制度 〔昭和59年創設〕 〔昭和63年等拡充〕	税務職員は、所得税、法人税、相続税若しくは贈与税、地価税又は消費税に関する調査について必要があるときは、官公署等に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。
3 不適正申告に対する措置	
(1) 過少申告加算税 (昭和59年改正)	一律5%から5%及び10%（期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分）の二段階制に改正
(2) 各種加算税 (昭和62年改正)	過少申告加算税及び無申告加算税（自主申告に係るものを除く。）並びにこれらに代えて課す重加算税の割合を5%引上げ
(3) 脱税に係る罰則 (昭和56年改正)	脱税に係る懲役刑及び公訴時効期間を3年から5年に強化・延長
(4) 更正決定の期間制限 (昭和56年改正)	脱税の場合の更正決定の期間制限を5年から7年に延長
4 立証責任 (昭和59年改正)	国税通則法第116条（原告が行うべき証拠の申出）の改正で対処

（注） 上記1及び2（(4)を除く）については、罰則は設けられていない。2(4)の国外送金等の調書の提出義務に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられる。

主要先進国における記帳・帳簿等保存義務

項 目	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
記帳義務	○ 青色申告者は、原則として、<u>正規の簿記の原則により帳簿に記録しなければならない</u>。ただし、簡易な方法による記録も認められる。 ○ 白色申告者のうち事業所得者等で一定の所得金額を超える者は、帳簿を備え付けて、簡易な方法により記録しなければならない。	○ 納税者（農業従事者及び給与所得者を除く。）は、<u>継続的な記帳又は記録を行う義務がある</u>。 ○ 農業従事者及び給与所得者には記帳義務はないが、税務署長が正しい所得税額を決定するに足る記録を行わなくてはならない。	○ 事業者等には、帳簿等保存義務の一環として<u>記帳義務が課されている</u>。	○ 商法等により記帳義務が課されている者は、<u>税法上も記帳義務がある</u>。 ○ <u>上記以外の営業者、農林業者のうち、売上高等が一定額を超える者について記帳義務がある</u>。	○ 商工業者については<u>記帳義務がある</u>。なお、売上高が一定額以下の者については記帳義務の内容が緩和されている。 ○ 農林業者で一定の売上高以上の者、自由職業所得者で一定の規模以上の者についても<u>記帳義務が課されている</u>。
帳 簿 等 保存義務	○ 青色申告者は、<u>帳簿等を7年間（一定の書類は5年間）保存しなければならない</u>。 ○ 白色申告者のうち事業所得者等で確定申告書を提出した者等は、<u>記帳義務に基づいて作成した帳簿等を7年間（その他の帳簿等は5年間）保存しなければならない</u>。	○ 納税者は、申告書において報告する所得・利益・損失・控除・前払金等を証明する関連資料（帳簿等を含む）を課税庁の要求に応じて<u>随時提出すべき義務を負う</u>。（結果として保存期間は永久となる。）	○ 確定申告書の提出義務者は、申告内容を基礎付ける資料の<u>保存義務を負う</u>。 資料の保存期間は、事業者等は、事業上の金銭・商品等授受の明細を記載した帳簿を含めて6年間、その他の者は2年間でされている。	○ 租税申告書の提出義務者は、<u>帳簿及びその他の必要な記録を保存する義務を有する</u>。 保存期間は、帳簿については10年間、その他の原始帳票等については6年間でされている。	○ 確定申告書の提出義務者は、<u>帳簿及びその他の必要な記録を保存する義務を有する</u>。 保存期間は<u>6年間</u>とされている。
義務違反 の場合の 制 裁 等	○ 青色申告者が記帳・帳簿等保存義務に違反した場合、<u>課税庁は青色申告の承認を取り消すことができる</u>。 ○ 記帳・帳簿等保存義務違反のある白色申告者に対して、課税庁は推計課税を行うことができる。	○ 故意に記帳を怠り又は帳簿等保存義務に違反した者は、<u>2万5000ドル以下（法人の場合は10万ドル以下）の罰金若しくは1年以下の懲役に処せられ又は併課される</u>。	○ 帳簿等保存義務に違反した者には<u>3000ポンド以下の過料</u>が課される。	○ 故意又は過失によって不正な記帳を行い又は記帳を怠り、因って租税の遁脱等の危険性を発生させた者は、秩序違反として<u>過料（1万マルク）を課される</u>。 ○ 記帳不備・帳簿等保存義務違反がある場合、推計課税を行うことが可能となる。	○ 帳簿等保存義務に違反した者に対しては、<u>25万フラン以下の罰金、5年以下の懲役が課される</u>。

（備考）制裁等については、記帳・帳簿等保存義務違反の部分に対するもののみを掲げている。

法定資料の種類

(所得課税に関するもの)

○ 納税義務者本人以外の第三者から提出されるもの

I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外証券投資信託又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 ユニット型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 株式の消却等の場合の支払調書
- 8 利益又は剰余金をもって株式又は出資の消却をした場合の支払調書
- 9 利益積立金額の資本等の組入れの場合の支払調書
- 10 清算中の法人が継続した場合等の支払調書
- 11 名義人受領の利子所得の調書
- 12 名義人受領の配当所得の調書

II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 13 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 14 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 15 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 16 株式譲渡請求権又は新株引受権の付与に関する調書
- 17 特定株式又は承継特定株式の異動状況等に関する調書
- 18 特定短期国債等の譲渡対価の支払調書

III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 19 定期積金の給付補てん金等の支払調書
- 20 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 21 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 22 生命保険契約等の年金の支払調書
- 23 損害保険契約等の満期払戻金等の支払調書
- 24 損害保険契約等の年金の支払調書
- 25 無記名割引債の償還金の支払調書
- 26 特定短期国債の償還金の支払調書

IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 27 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

28 損害保険代理報酬の支払調書

29 不動産の使用料等の支払調書

30 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

31 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）

32 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）

33 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

V 非居住者等に関するもの

- 34 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 35 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 36 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 37 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

VI その他

- 41 信託の計算書

○ 納税義務者本人から提出されるもの

- 42 収支内訳書
- 43 開業等の届出
- 44 給与等の支払をする事務所の開設等の届出
- 45 事業所得等に係る総収入金額報告書
- 46 財産債務明細書

(資産課税に関するもの)

○ 納税義務者本人以外の第三者から提出されるもの

- 1 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 2 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
- 3 退職手当金等受給者別支払調書
- 4 信託に関する受益者別（委託者別）調書

主要国における法定資料の概要（未定稿）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
法定資料の処理				(1)	
収集枚数（万枚）	約 8.2 千万 (98 年)	約 10.8 億 (97 年)	N. A.	——	N. A.
磁気テープ提出割合	約 5 割 (98 年)	約 97% (97 年)	N. A.	——	N. A.
法定資料の有無 (2)					
フ ロ ー					
給与受取	○	○	○	×	○
預貯金利子受取	△ (3)	○	○ (4)	×	○
株式					
配当受取	○	○	△ (5)	×	○
譲渡	△ (6)	○	△ (7)	×	○
公社債					
利子受取	△ (3)	○	○ (4)	×	○
譲渡	△ (8)	○	△ (7)	×	○
不動産譲渡	○	○	△ (9)	×	×
貴金属譲渡	×	○	×	×	×
国内送金	×	○ (11)	×	×	×
海外送金	○ (10)	○ (11)	×	×	○ (12)
ス ト ック					
預貯金					
口座開設	×	△ (13)	×	×	○
保有	×	×	×	×	×
株式保有	×	×	△ (14)	×	×
公社債保有	×	×	×	×	×
不動産保有	×	×	×	×	×
貴金属保有	×	×	×	×	×
海外資産保有	×	△ (15)	△ (16)	×	△ (17)

(備考)

- (1) ドイツには法定資料制度が存在しない。(独)
- (2) 個人を対象とする法定資料に限る。(米英独仏)
- (3) 個人の預貯金、普通預金、通常郵便貯金、公社債等の利子の場合等、不要。(日)
- (4) 当局は税法上、金融機関に対し、随時資料提出を要求する権限を有する。執行上は、全ての預貯金等に係る利子の支払い等について、毎年、利子金額、源泉所得税額等が記載された情報申告書を提出している。(英)
- (5) 当局は税法上、配当等の受取人が株式等の名義人ではない場合又は無記名の株式等の場合、随時配当等の実質受益者に係る資料提出を要求する権限を有する。(英)
- (6) 源泉分離課税を選択した場合等、不要。(日)
- (7) 当局は税法上、随時資料提出を要求する権限を有する。執行上は、証券業者は、年間のうち税務当局が指定する一定期間内の取引等について報告している。(英)
- (8) 転換社債、新株引受権付社債等につき、必要。(日)
- (9) 当局は税法上、随時、土地取引に係る資料提出を要求する権限を有する。(英)
- (10) 200万円を超える国外送金等につき、銀行等から当局に調書を提出。(日)
- (11) 金融機関は、国内外を問わず、1万ドル超の預金の預入、引出し、通貨両替、その他の支払い又は移転に関する報告義務がある。銀行は、国内外を問わず、3,000ドル以上の送金について記録保存義務があり、かつ、財務省の求めに応じて開示する義務がある。(米)
- (12) 金融機関は、国内と国外との間の資金移動についての記録保存義務があり、かつ、税務当局の求めに応じて開示する義務がある。(仏)
- (13) 銀行は、預金口座等について、開設日から30日以内に、顧客の納税者番号を確認して保存しなければならない。(米)
- (14) 当局は税法上、随時、株主名簿の写しの提出を要求する権限を有する。(英)
- (15) 国外に銀行口座、証券口座等を有し、その総額が1万ドル超の者は、口座情報等を報告する義務がある。(米)
- (16) 当局は税法上、英国外の「同族会社」の持分を所有する者に対し、随時当該会社の資産等に係る資料提出を要求する権限を有する。当局は税法上、英国外の「同族会社」の設立又は管理等に関連して、随時、銀行等が顧客の代理人として行った取引に係る資料提出を要求する権限を有する。(英)
- (17) 国外に金融機関の口座を開設、閉鎖、又は保有する者は、口座情報等を報告する義務がある。(仏)

米国における情報申告書（未定稿）

内国歳入法	書類の様式	提出義務者	報告内容	米国の各情報申告書に対応すると考えられる日本の支払調書等
Sec. 6031	Form 1065	パートナーシップ	パートナーシップの所得に関する報告（主たる事業拠点が国外にある場合、パートナーが非居住者である場合にも適用）	———
Sec. 6032	(Form 1065)	金融機関	共同信託基金 (common trust funds) に関する報告	———
Sec. 6033	Form 990 990-EZ 990-PF 5500 5500-C/R	非課税組織	非課税組織 (exempt organization) の総所得の項目、収入、支出、貸借対照表、5,000 ドル以上の寄付者の氏名等に関する報告	年間収入金額が 8,000 万円超の公益法人が作成する収支計算書
Sec. 6034	Form 990, 990-PF, 1041-A, 5227	特定の信託（公益信託等）	公益信託等の一定の信託による慈善寄付金控除額、慈善寄付金支払額、総所得、支出、貸借対照表等に関する報告	———
Sec. 6034A	Form 1041	遺産財団又は信託の受託者	遺産財団又は信託の受託者が受益者に提出する受益権に関する報告	———
Sec. 6035	Form 5471	外国同族会社の役員、一定の株主等である合衆国市民又は居住者	外国同族会社の各株主に関する情報、外国同族会社の課税所得等に関する報告	———
Sec. 6036	(なし)	遺言執行者又は管財人等	遺言執行者又は管財人等としての資格に関する通知	———
Sec. 6037	Form 1120-S	S 法人	S 法人の総所得の項目、控除、株主等の情報に関する報告	———

米国における情報申告書（未定稿）

Sec. 6038	Form 5471	特定の外国事業体を支配する合衆国の者	支配下にある特定の外国事業体(法人、パートナーシップ)に関する報告(事業所の名称、住所、貸借対照表、関連者との取引等)	———
Sec. 6038A	Form 5472	特定の外国人所有の内国法人	特定の外国人所有に係る内国法人が行う関連団体(居住者)等との取引等に関する報告	———
Sec. 6038B	Form 926, 8865	外国人に資産を譲渡する合衆国の者	外国法人、及び外国パートナーシップへの資産の譲渡、外国人への分配に関する報告	———
Sec. 6038C	(なし)	国内で事業を行う外国法人	国内で事業を行う外国法人が行う関連団体(居住者)等との取引等に関する報告	———
Sec. 6039	(なし)	法人	法人がオプションの付与者に対して行う、ストック・オプション及び従業員持株制度に基づくオプションの行使による株式の移転等に関する報告	「株式譲渡請求権又は新株引受権の付与に関する調書」 「特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書」
Sec. 6039C	Form 8288 8288-A 8288-B	外国の者	5 万ドル以上の国内不動産持分を保有する一定の外国の者による国内の不動産持分(real property interests)への直接投資に関する報告	「不動産等の譲受けの対価の支払調書」(外国人でも居住者であれば適用)
Sec. 6039D	Form 5500 5500-C 5500-R	雇用主	雇用主が提供する特定の福利厚生プラン(fringe benefit plan)に関する報告(参加従業員数、総費用等)	———
Sec. 6039E	(なし)	パスポート申請者又は永住権を申請する移民	パスポート申請者又は永住権を申請する移民が(申請書類の一部として提出する)納税申告書の有無に関する報告	———
Sec. 6039F	Form 3520	受贈者	外国人からの年間 10,000 ドルを超える贈与に関する報告	———

米国における情報申告書（未定稿）

Sec. 6039G	(なし)	市民権を喪失する者	市民権を喪失する手続きの際に市民権を喪失する者に関する報告(外国の住所、50 万ドル以上の純資産を保有する場合は資産・負債額等の情報。裁判所に提出され、裁判所から内国歳入庁に情報提供される。)	——
Sec. 6041	Form1096, 1099, 1099-MISC 1099-INT 1099-DIV W-2 W-2G 等	支払者	所得の源泉に関する情報。事業及び取引に関連する賃料、給与、年金、サービスの対価、収益や利益としての年間 600 ドル以上の支払いに関する報告。 ①不動産、機械設備、牧草地の賃料の支払い ②賞金 ③裏打ち源泉徴収額 ④医療保険、健康保険プログラムにおける医師や医療担当者に対する保険会社の支払い ⑤従業員以外の者に対する報酬 ⑥農産物の収穫に関する 600 ドル以上の支払いに関する報告 ⑦ギャンブルの勝ち金の支払いに関する報告 ⑧外国の公社債からの利子・配当の支払いに関する報告	①不動産の使用料等の支払調書 ②④⑤については「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に含まれる。 ②広告宣伝のための賞金 ③—— ④社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬 ⑤所得税法 204 条に規定する源泉徴収対象となる報酬等 ⑥—— ⑦—— ⑧「国外公社債等の利子等の支払調書」、「国外証券投資信託又は国外株式の配当等の支払調書」
Sec. 6041A	Form 1099-MISC	製造業者・卸売業者	通常の店舗以外で消費者に直接販売する者に、年間 5,000 ドル以上の消費財を販売する者（製造者・卸売業者）が提出する報告（通信販売等）	——
Sec. 6042	Form 1099-DIV 5452	配当、法人利益の支払者	年間 10 ドル以上の配当、企業収益の支払いに関する報告	「配当・剰余金の分配及び基金の利息の支払調書」（配当等について確定申告不要の場合等は不要）
Sec. 6043	Form 966, 1099-DIV	会社清算等を行う法人	会社清算等を行う法人が提出する会社清算計画、清算による分配等に関する報告	——

米国における情報申告書（未定稿）

Sec. 6044	Form 1099-PATR	組合 (Cooperative)	組合から出資者への年間 10 ドル以上の分配金に関する報告	「匿名組合契約等の利益の分配に支払調書」
Sec. 6045	Form 1099-B	ブローカー（有価証券のディーラー等）	顧客の株式、債券、商品等の取引に関する報告（下限なし。有価証券の売手の納税者番号、取引価額等の報告）	「株式等の譲渡の対価の支払調書」（株式等譲渡益の源泉分離課税選択の場合等は不要）
Sec. 6045	Form 1099-S	不動産取引の管理者（弁護士等）	不動産の取引価額、不動産の購入者にかかる不動産税等に関する報告	「不動産等の譲受けの対価の支払調書」 「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」
Sec. 6046	Form 5471	外国法人の役員、一定の株主等である合衆国市民又は居住者	外国法人の設立、組織再編、株式取得等に関する報告	——
(Sec. 6046A)	——	外国パートナーシップの持分の取得者等	外国パートナーシップに対する持分に関する報告（最終規則が制定されていないことから当該情報申告書は実際には要求されていない）	——
Sec. 6047	Form 1099-R Form 5498	年金・信託の受託者、保険会社等	自営業者の信託財産及び年金制度に関する情報。保険金の支払者による年間 10 ドル以上の IRA（個人退職勘定）、企業年金、生命、損害、医療保険等の分配に関する報告 (Form 1099-R)	「退職所得の源泉徴収票」、「生命保険契約等の年金の支払調書」、「損害保険契約等の年金の支払調書」
			IRA 等の管理責任者による IRA（個人退職勘定）等への拠出に関する報告（全額） (Form 5498)	——
Sec. 6048	Form 3520, 3520A, 8082	信託の責任者（委託者、遺言執行人等）	外国の信託の創設、信託財産の総額、資産移転、分配等に関する報告	——

米国における情報申告書（未定稿）

Sec. 6049	Form 1099-INT, 1099-OID, 8811	利子の支払者	年間 10 ドル以上の利子の支払いに関する報告	「利子等の支払調書」 (普通預金、郵便貯金の利子、個人に対する利子等は不要)
Sec. 6049	Form 1099-OID	発行者(又はブローカー)	年間 10 ドル以上の社債・CD の償還差益に関する報告	「無記名割引債の償還金の支払調書」 「特定短期国債の償還金の支払調書」
Sec. 6050A	Form 1099-MISC	漁船業者	船員に対する報酬(金銭のみでなく、収穫物の持分による報酬を含む)	——
Sec. 6050B	Form 1099-G	連邦・州政府	年間 10 ドル以上の失業保険の支払いに関する報告	——
Sec. 6050D	Form 1099-G 6497	連邦・州・地方政府	エネルギー助成金及び融資金に関する申告書	——
Sec. 6050E	Form 1099-G	州・地方政府	年間 10 ドル以上の州・地方税の還付等に関する報告	——
Sec. 6050F	(なし)	連邦行政機関(社会保障庁)	社会保障給付に関する報告	「公的年金等の源泉徴収票」
Sec. 6050G	(なし)	鉄道退職組合	鉄道退職給付に関する報告	——
Sec. 6050H	Form 1098	利子受取者	一件当たり年間 600 ドル以上の事業及び取引に関連し、抵当権付貸付金の利息(住宅担保ローン利子等)の受取に関する報告	——
Sec. 6050I	Form 8300	現金の受領者	事業及び取引に関連して一取引につき一万ドル超の現金支払いを受けた場合の報告書(U.S.C. Title 31(注 2)に基づく報告義務があるものを除く)	——

米国における情報申告書（未定稿）

Sec. 6050J	Form 1099-A	貸出者	事業活動に関連し、財産により担保された金銭を融資する者が担保権の行使により財産の取得、又は当該財産を放棄した場合の、当該債権・財産に関する報告	——
Sec. 6050K	Form 8308	パートナーシップ	パートナーシップの持分の交換に関する報告	——
Sec. 6050L	Form 8282 8283	慈善寄付の受贈者	一定の財産の寄付を受けて2年以内に当該財産の譲渡等を行った場合の報告	——
Sec. 6050M	Form 8596	連邦行政機関	連邦行政機関との間で600ドル以上の請負契約を結んだ者について関する報告	——
Sec. 6050N	Form 1099-MISC 1099-S	ロイヤリティーの支払者	年間10ドル以上のロイヤリティーの支払いに関する報告	「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」（原則として、給与等の金額が500万以下の場合は不要）
Sec. 6050P	Form 1099-C	金融機関、信用組合、連邦政府機関	600ドル以上の債権の全部又は一部の免除に関する報告	——
Sec. 6050Q	Form 1099-LTC 1099-MSA 5498-MSA 8851	長期介護手当の支給者	長期介護保険等により支給する長期介護手当に関する報告	——
Sec. 6050R	(なし)	卸売業者	魚介類の捕獲業者からの一業者につき現金で年間600ドル以上の魚介類の再販売目的での購入に関する報告	——
Sec. 6050S	Form 1098-T 1099-E	適格教育機関 適格教育貸付金の利息の受領者	適格教育機関が受領した授業料又は還付した特定の授業料（奨学金の支給）に関する報告 適格教育貸付金利息の600ドル以上の受取に関する報告	——

米国における情報申告書（未定稿）

Sec. 6051	Form W-2, 1099-R, 941 等	雇用主（賃金等の支払者）	賃金支払、繰延べ報酬、その他の手当、所得税・社会保障税の源泉徴収分等の報告	「給与所得の源泉徴収票」 （原則として、給与等の金額が 500 万以下の場合には不要） 「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」 「非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書」
Sec. 6052	Form W-2, 1099R	雇用主（団体生命保険の提供者）	雇用主が従業員に対し、団体生命保険の形式で給与の支払を提供している場合の団体生命保険に関する報告	——
Sec. 6053	Form 4070 4070A	従業員	1 カ月につき 20 ドル以上のチップの受取りに関する報告（従業員がチップの受取額を雇用主に報告）	——
	Form 8027	雇用主	レストラン等 (Large food and beverage establishment) の売上、従業員の受け取ったチップに関し提出する報告（クレジットカードによるチップ等）	——
Sec. 6057	(なし)	プランの執行者	従業員退職プランに関し ERISA 法に規定される受給権付与基準が適用される場合、当該プランの内容について提出する報告	——
Sec. 6058	Form 5500 5500-EZ 等	プランの設定者	繰延報酬制度（ストック・ボーナス・プラン、利益分配プラン、年金プラン）に関して、雇用主（プランの執行者）が制度運営に関し提出する報告	——
Sec. 6059	Form 5500 等	プランの執行者	プランの執行者による保険数理報告書（3 年毎）	——
Sec. 6111	Form 8264 8271	タックス・シェルターの設定者	タックス・シェルターの登録等	——

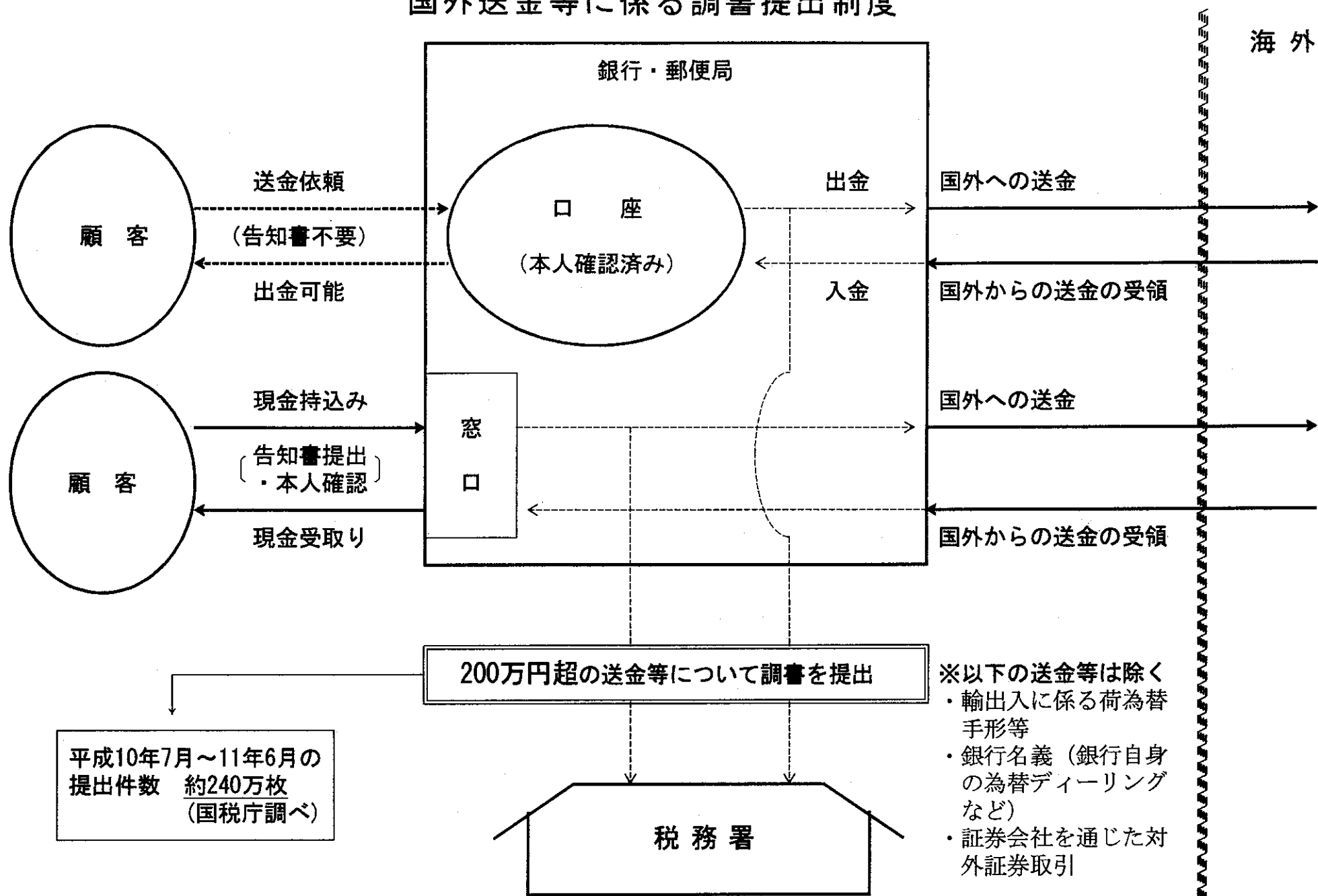
米国における情報申告書（未定稿）

Sec. 6112	(なし)	タックス・シェルターの設定者又は売手	濫用されるおそれのあるタックス・シェルターの投資家のリストの7年間の保有、及び、内国歳入庁長官の要求に応じた提示	——
Sec. 6114	Form 8833	条約に基づき申告する者	(内国歳入法に超越して)条約に基づき申告書を作成する者のその旨の提示	——
Sec. 1441, 1442, 1446, 1461	Form 1042-S Form 1042	支払者	非居住者、外国法人、及び外国パートナーシップに対する米国源泉所得のうち別途報告対象(W-2)となる給与等を除く源泉徴収対象となるもの(一定の利子、配当、ロイヤルティー、ギャンブルの所得等)の支払いについて提出する報告	「非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書」 「非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書」 「非居住者に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書」 「非居住者等に支払われる機械等の使用料等の支払調書」 「非居住者等に支払われる不動産の譲受け対価の支払調書」
(注2)	Form 4789	金融機関	一回につき一万ドル超の金融機関を通じた預入、引出し、通貨両替、その他の支払い又は移転に関する報告	——
(注2)	Form 4790	送金者、受領者、旅行者	一回につき一万ドル超の現金、小切手、マネーオーダー等による国際的資金移動に関する報告	「国外送金等調書」(200万円超の国外送金等について金融機関等が提出)
(注2)	Form 8362	年収100万ドルを超える免許カジノ	カジノにおける1万ドル超の現金取引の報告	——
(注2)	Form TD F 90-22.1	資産の保有者(米国市民及び居住外国人)	外国銀行等の外国にある口座において一万ドル超の資産を保有する場合の報告	——

(注1)「米国の各情報申告書に対応すると考えられる日本における支払調書等」の欄は、米国の情報申告書の内容と厳密に対応するものではないが、項目として対応するものを列挙している。「…」は日本における法定調書の名称を示す。

(注2)「通貨及び外国取引の報告に関する法律」(1970年銀行機密法 The Bank Secrecy Act: 31 U.S.C. 5311-5330)の規定に基づくもの。

国外送金等に係る調書提出制度



官公署等の協力義務の国際比較(未定稿)

日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
税務職員は、所得税、法人税等に関する調査について必要のあるときは、官公署等に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる（所得税法 235 条 2 項、法人税法 156 条の 2 等）。	官公署等に対して、協力義務より強い広範な情報申告義務が課されている。	内国歳入庁は、国庫補助金の交付や免許・特許等の登記・登録の管理を行う公的機関に対し、交付先・許可先等の氏名・住所を記載した情報申告の提出を求めることができる（1970年租税管理法 18A条）。	官公庁及び裁判所は、課税の実施のために必要な共助を行わねばならない。ただし、法律上共助を禁止されている場合、共助をなすに不相当に多額の出費を要する場合、当該官公庁の本来業務が著しく害される虞れのある場合等には、共助をなすことを要しない（租税通則法 111 条、112 条）。	官公庁及び官公庁により許可され又はその監督に服する公企業が、税務当局から情報を求められた場合には、所掌する事務に関する資料につき、守秘義務をもって対抗することはできない（租税手続法 83 条）。